

カシニワ制度助成金の申請のポイント

※活動助成（団体）、活動助成（個人）、資格取得助成

令和5年3月1日

★ 令和5年度の注意ポイント

すでにお知らせしている内容ですが、改めてお知らせいたします。

番号	項目	令和5年度のルール	ポイント
1	事業期間	<p>令和5年4月1日～令和6年2月末日</p> <p>※資格取得等助成のみ、3月に講習がある場合があるため、事前相談により3月分も対象とするか検討することが可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3月支出分は原則助成金対象にならないため、ご注意ください。 <p>【対象経費】</p> <p>活動助成（団体） →4月1日以降かつ交付決定日以降に支出した分が対象です。</p> <p>活動助成（個人）、資格取得等助成 →4月1日以降に支出した分が対象です。</p>
2	応募期間 （申請受付期間）	<p>【活動助成（団体）】 令和5年3月1日～12月28日</p> <p>【活動助成（個人）、資格取得等助成】 令和5年4月1日～令和6年2月29日</p>	<p>※ただし、資格取得等助成に限り、3月に受講予定の場合は、事前にご相談ください。</p>
3	ポイントカード・クレジットカード使用時の扱い	<p>ポイントカード、クレジットカードは名義にかかわらず対象外です。 個人名義、団体名義関係なく、ポイントカード又はクレジットカードを使用していることが判明した場合は、カードを使用して購入した費用分を総事業費から除外いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録名義によりカードの取り扱い方法を統一し、公平性を保つためです。 ・ポイントカード及びクレジットカードを使用する例があったため、改めて周知します。
4	完了報告時のレシートと領収証	<p>レシート、領収書（購入物の内訳・明細付き）の原本</p> <p>※領収証に汚れ・破れがある場合は、当該レシートは対象外となります。 購入日、品目、金額、支払方法、ポイントの付与・使用がないこと等が確認できるものが対象です。</p> <p>※原本は、A4サイズの紙に重ならないように貼り付けてください。 ※原本がない場合、対象経費から除外することがあります。 ※他の用途で使用する等、原本の提出が困難な場合は、事前にご相談ください。</p>	<p>（例）OKな領収証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入日が交付決定後である（活動助成（個人）は、4月1日以降であること。）。 ・支払方法はクレジットカード、QR決済など、ポイントが付く支払方法ではない。 ・破れがなく、お店が発行したそのままの状態である。 ・極度の汚れがなく、文字がきちんと見える。 ・買った物の内訳がわかるものが付いている。 <p>など…</p> <p>（例）NGな領収証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入日が交付決定前である。 ・支払方法がクレジットカード、QR決済など、ポイントが付く方法である。 ・一部が切れている。 ・文字が消えていて必要情報が見えない。 ・何を買ったかわからない（但書きや内訳がない）。 <p>など…</p>

番号	項目	令和5年度のルール	ポイント
5	【活動助成（団体）のみ】 事業計画書と事業報告書	<p>「事業内容」には、カシニワ制度助成金にかかわる事業のみを記載することとします。</p> <p>「助成金の対象事業に、カシニワ制度助成金を充当している」ということを客観的に確認できるようにするためです。</p>	<p>カシニワ助成金にかかわる事業とは …みどりの保全、再生及び創出に関して、自主的、自発的に行うボランティア事業。特定の人でなく不特定多数の市民の方に対する事業。収入を得ることを目的にしない事業。など…</p> <p>（例）書いてほしいもの ・助成金を使っておこなった整備、活動 ・助成金を使って作ったガーデンや畑、土地を使ったイベント</p> <p>（例）書かなくてよいもの ・会員で視察研修、会員の交流会</p>
6	記録写真	<p>【購入物等に関するもの】</p> <p>以下のうち当てはまるものをご提出ください。 ①購入物の使用前、使用中、使用後の状況がわかるもの ②修理前・後の備品の状態がわかるもの ③借用した備品がわかるもの</p> <p>【青果物に関するもの】 イベント実施前の青果物が成っている様子 イベント後の青果物の様子（採取後の畑等）</p>	<p>【購入物等に関するもの】（例） ①花苗や土、木材等、購入して実際に使用した証明としてご提出ください。 購入した物品、それを使って作業しているようす、作業後の写真</p> <p>②どの備品を修理したかの証明としてご提出ください。 修理前の壊れている状態のもの、修理後の直った状態のもの</p> <p>③どの備品を借用したかの証明としてご提出ください。 借用したチップバー</p> <p>【青果物に関するもの】 どの青果物を地域に還元したかの証明としてご提出ください。</p>
7	活動写真	<p>【活動に関するもの】 ①整備前・整備中・整備後の活動地のようす ②事業報告書「事業内容」に記載の事業を実施する前・中・後</p> <p>【青果物に関するもの】 イベント等地域還元を実施している様子</p>	<p>【活動に関するもの】（例） ①②カシニワ助成金に関わる事業を完了した証明としてご提出ください。 花苗の植栽前、植栽している間、植栽後のガーデンの写真 草刈り作業をする前、している間、した後の活動地の写真 その他、事業報告書に記載した活動の写真（実際に活動しているようす）</p> <p>【青果物に関するもの】 どのようにして地域に還元したかの証明として、イベントのようすがわかる写真をご提出ください。</p>